

要求事項等検討タスクフォースの設置について
(令和2年11月5日統計作成プロセス部会) (抄)

(略)

1 統計作成プロセス部会長は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中からTFの座長、座長代理その他の構成員を指名する。

2 TFの座長は、必要があると認めるときは、議事に関係する者の参加を求めることができる。

(略)